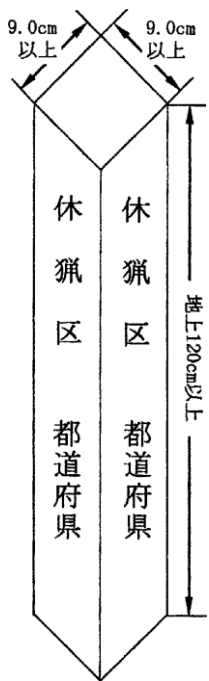
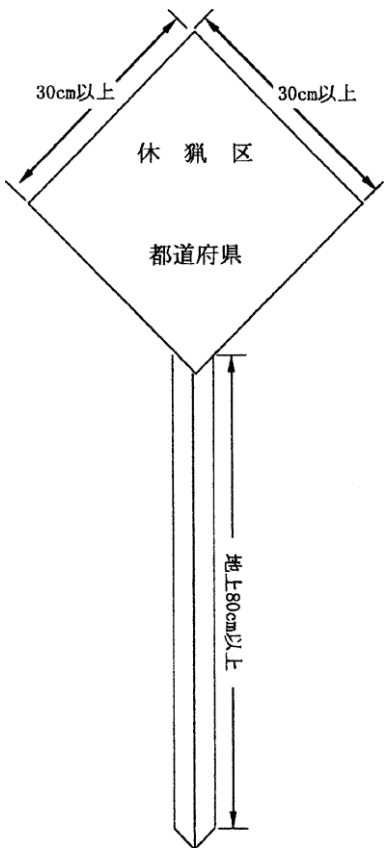


様式第十二(第四十一条関係)
標柱



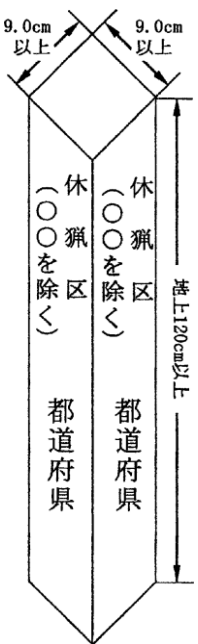
制札



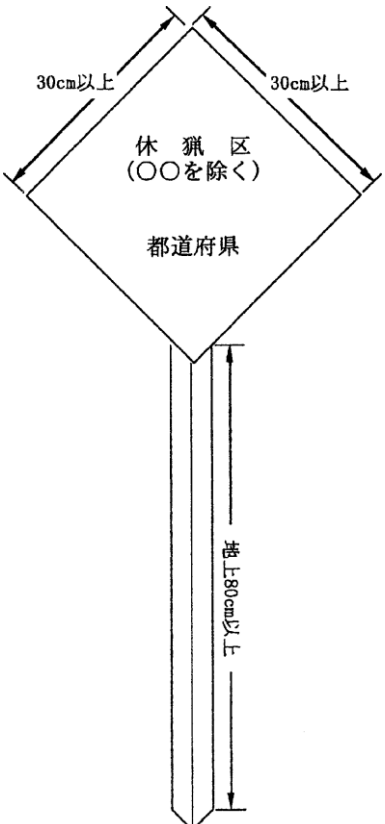
備考

- 一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上一五〇cm以上の場所で固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八〇cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 三 法第十四条第一項の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定した場合には、次に掲げる様式の標識を設置すること。

標柱



制札



※〇〇の部分には法第十四条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定した区域において捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類を表記すること。

四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

休猟区

Temporary Game Preserve Area

休猟区のうち第二種特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域

Temporary Game Preserve Area(Except〇〇)

※〇〇の部分には捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類を表記すること。

五 標柱及び制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

六 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。